

記

- 一、工場主ハ景ニ解雇ヲ發表シタル六名中三名ヲ復職セシムルコト
- 但シ復職者及解雇者ノ人送ハ作業工程ヨリ考慮シ工場主ニ任スルコト
- 一、工場主ハ解雇者ニ対シ解雇手當トシテ各自日給ノ一ヶ月半ヲ支給スルコト
- 一、退職手當制定ノ件ハ一月以内ニ制定發表スルコト
- 一、工場主ハ罷業中ノ給與ハ之ヲ支給セサルモ従業員ノ家族見舞金トシ金一封ヲ支給スルコト

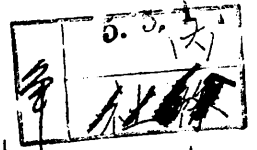
- 一、従業員ハ今後ハ眞摯ニ作業ニ従事スルコト
- 一、工場主ハ向後従業員ヲ故ナク解雇セサルコト
- 一、工場主ハ今後ノ作業ニ関シ失物ヲ附セサルコト

昭和五年四月二十六日

小林電機工場主
 従業員代表
 小林 忠
 石川 忠
 和 裕
 田 裕
 橋 裕
 伊 裕
 田 裕
 貴 具
 正 勝
 (印) (印) (印) (印) (印) (印) (印) (印)

(22)

96



大臣 安達謙藏 殿
 會 局長 官 殿

佐野鉄工場ノ勞働争議ニ關スル件

(第一報 發生)

要旨 事業不振より以て職工五約ヲ降下スルニ由り職工ノ同濟罷業

ニ入りタル爲メ工場主ハ工場ヲ閉鎖ニテ對抗中

一、争議發生ノ場所

其區白金三光町九十八番地

二、事業主側

警視總監 丸山鶴吉

勞務第一三二〇號
 昭和五年四月二十一日

左野鉄工場